

令和6年度

定 期 監 査 報 告 書

世田谷区監査委員

6世監第186号
令和7年1月9日

世田谷区議会議長様
世田谷区長様
世田谷区教育委員会様
世田谷区選挙管理委員会様
世田谷区農業委員会様

世田谷区監査委員	田中文子
同	市川穰
同	下山芳男
同	高橋昭彦

令和6年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり提出します。

なお、本監査にあたっては、中根秀樹前監査委員は令和6年11月30日まで、市川穰監査委員は同年12月1日以降関与しました。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく令和 6 年度の定期監査については、世田谷区監査基準（令和 2 年 2 月 13 日監査委員決定）に基づき実施した。

第 1 監査の概要

1 対象部局等

- （１）総合支所・本庁については、別表 1 令和 6 年度定期監査対象部等一覧（総合支所・本庁）のとおり。
- （２）施設等については、別表 2 令和 6 年度定期監査対象施設等一覧のとおり。

2 対象事項

監査の対象とする事項は、次のとおりとした。

- （１）令和 5 年度における財務事務及びその他の事務の執行
- （２）令和 6 年度における監査実施日までの財務事務及びその他の事務の執行

3 実施期間

令和 6 年 5 月から同年 11 月までとした。

4 実施方法

監査は、監査委員及び事務局により、次の方法により実施した。

- （１）監査委員による監査
監査対象事項について、監査資料等による審査を行うとともに、必要に応じて関係部課長等から事情聴取を行う。
- （２）事務局による監査
監査対象事項について、監査資料等による調査、検証を行うとともに、必要に応じて担当者から事情聴取を行う。

5 着眼点

監査の着眼点は以下のとおりとした。

- （１）監査対象部局の事務の特性や執行上のリスクを考慮し、リスクの高い事務に着眼して実施した。
- （２）監査対象部局の事務事業の執行について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性が図られた運営がなされているかに着眼して実施した。
- （３）前年度監査において、改善や訂正等を要するとした財務に関する事務に着眼して実施した。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことを踏まえた、令和5年度以降の事務事業の変化に着眼して実施した。

令和 6 年度定期監査対象部等一覧（総合支所・本庁）

1 監査委員による監査

領域	対象部局	実施日
総合支所	世田谷総合支所	6 月 25 日
	北沢総合支所	6 月 27 日
	玉川総合支所	6 月 26 日
	砧総合支所	6 月 25 日
	烏山総合支所	6 月 24 日
企画総務領域	政策経営部 DX 推進担当部 総務部 庁舎整備担当部 区長室 危機管理部 財務部 施設営繕担当部 会計室 区議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局	7 月 31 日
区民生活領域	生活文化政策部 地域行政部 スポーツ推進部 環境政策部 経済産業部 農業委員会 清掃・リサイクル部	8 月 1 日
保健福祉領域	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 児童相談所 世田谷保健所	8 月 2 日
都市整備領域	都市整備政策部 防災街づくり担当部 みどり 33 推進担当部 道路・交通計画部 土木部	8 月 6 日
教育領域	教育委員会事務局	8 月 5 日

2 事務局による監査 総合支所 5 月 8 日から 5 月 21 日まで
本庁 5 月 10 日から 6 月 19 日まで

令和 6 年度定期監査対象施設等一覧

1 監査委員による監査 10 月 9 日から 11 月 7 日まで

2 事務局による監査 9 月 3 日から 10 月 23 日まで

3 監査対象施設等

施設区分	実施基準	施設数	施設名
まちづくりセンター	4 年	7 施設	下馬 上馬 北沢 等々力 二子玉川 喜多見 烏山
出張所	4 年	2 施設	二子玉川 烏山
清掃事務所	毎年	3 施設	世田谷 玉川 砧
児童館	5 年	5 施設	上町 代田南 森の 成城さくら 上北沢
保育園	5 年	10 施設	太子堂 赤堤 上北沢 下馬 上馬 中町 用賀 烏山北 小梅 喜多見
公園管理事務所	隔年	3 施設	北沢 玉川 砧
土木管理事務所	隔年	3 施設	北沢 玉川 砧
幼稚園	5 年	1 施設	桜丘
小学校	5 年	12 施設	弦巻 代田 三軒茶屋 池尻 笹原 奥沢 尾山台 玉堤 烏山 船橋 山野 下北沢
中学校	5 年	6 施設	富士 弦巻 玉川 用賀 千歳 三宿
地域図書館	4 年	3 施設	奥沢 桜丘 上北沢
その他施設	3 年	2 施設	民家園 郷土資料館

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の着眼点に沿って実施した監査の結果、財務に関する事務について、以下のとおり、是正や改善を求める指摘事項等が認められた。

また、軽微な誤りや検討を要する事項については、是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、各所管課においては適正な事務の執行に努められたい。その他の事務事業については、おおむね適正に執行されていたと認められる。

2 是正や改善を求める事項

監査の結果、適正な処理を徹底するために次に示すような是正や改善を求める事項が認められた。当該所管課はもとより、他の所管課においても事務処理の見直しや改善の参考とされ、根拠法令を遵守した適正な事務の執行に努められたい。

(1) 法令を遵守した適正な支出事務を求めるもの

都市計画課では、建築基準法第 78 条及び世田谷区建築審査会条例に基づき、建築審査会（以下「審査会」という。）を設置し、法に基づく審査請求に対する裁決の議決や法施行に関する重要事項の調査審議を行っている。現在審査会には5人の委員と2人の専門調査員が任命されており、審査会委員等には、会議出席等に伴い、世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「同条例」という。）に基づき報酬が支給される。また、近接地外の居住地から会議に出席している委員に限り、費用弁償として同条例第4条第3項に基づく特別旅費が支給されるが、その内訳は「鉄道費、船賃、航空費、車賃及び宿泊料の5種」と規定されている。しかし、審査会委員のうち近接地外の居住地から出席している1名に対し、同条例に規定されていない日当 1,500 円を含めて支出していたことが判明した。附属機関の構成員への報酬等は、条例で規定されており、その規定に反した支給は極めて不適切である。また、審査会委員に対する報酬等の支出においては、年度当初及び実際の支出時には、支出対象者、金額、支出方法、支出科目等について所属長を決定権者とする事案決定を行っているが、決定関与者、決定権者ともに不適切な支出を見落としていた。

都市計画課では、時効完成前の過去5年間に遡る過誤払い分延べ 58 回計 87,000 円分の返還を、令和6年度に支給予定の費用弁償を過誤払い分相当額まで支給しない方法により進めている。しかし、現年度の返納は元の歳出科目に戻入すべきであり、出納閉鎖期間を過ぎて返納されるものは新年度の雑入として調定し歳入管理すべきである。今後関係所管課と協議し、適切な方法で処理を進められたい。

返還に伴う手続きは相手方への負担を強いることにもなり、ひいては区

政への信頼を低下させることにもなりかねない。支出に際しては複数の確認や審査が行われるにもかかわらず、不適切な支出の見落としが発生していたことは各々のチェック機能が十分果たせているとは言い難い。

今後、同様の事案が繰り返されることのないよう、前例にとられることなく、根拠法令の確認や順守の徹底はもちろんのこと、執行にあたっての事案決定行為や支出事務において見落とし等のないよう、適正な事務処理を徹底されたい。

(2) 適正な契約事務を求めるもの

地域学校連携課では、放課後の遊び場対策（ＢＯＰ）として、各新ＢＯＰの備品等を購入している。令和６年３月に新ＢＯＰの３施設に３台のＯＡスチールロッカーを購入するとして、相見積りの結果、227,700 円（内訳@103,000 円×１台＋@52,000 円×２台＋消費税）で３月 26 日に発注した。この時、@103,000 円のＯＡスチールロッカー１台は、他の２台のロッカーと同一のものであるが、費用には設置場所に置かれていた机、椅子の引き取り費用も含まれていた。また、翌 27 日には、納品されたＯＡスチールロッカーの設置作業中に、１箇所の新ＢＯＰ事務局長から、「この作業に合わせて、既存の耐震固定していないロッカーも固定してほしい。」と設置業者に相談があり、業者と地域学校連携課が協議して既存ロッカーの固定を併せて実施した。作業終了後、設置場所に置かれていた机、椅子の引き取り費用を含むＯＡスチールロッカーの購入金額（227,700 円）と、既存ロッカーの固定費用（16,500 円）の合計額 244,200 円を１件の請書兼請求書において支払いを行った。この時、請書兼請求書の内訳が@74,000 円×３台＋消費税となっており、既存ロッカーの固定費用の記載がなかった。ＯＡスチールロッカーの備品登録に関しても、81,400 円（74,000 円＋消費税）で登録している。

今回の契約では、ＯＡスチールロッカーの購入単価に、机、椅子の引き取り費用及び当初見積書では含まれていなかった既存ロッカーの固定費用が含まれており、当初の契約時とは内容・金額が異なった状態で支払いまでを完了させている。加えて、備品管理上も実態と異なる価格で記録している。会計において、正しい区分にて業務を処理し、正しい決算につなげていくことこそ基本であり、その観点から見ても誠に遺憾である。

会計業務に携わる担当者及び管理・監督者は区規則等に則した事務の執行を心掛け、不適切な事務執行とならないように事務管理を徹底されたい。

3 意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、令和５年度を中心とする監査対象期間において、区が実施している財務に関する事務及び事務事業の執行

状況について、区の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に添えて意見を述べる。

（１）財務に関する事務について（適正な処理を徹底すべき事項、全庁的に取り組むべき課題）

指導事項のうちリスクアプローチ（注）による観点から、大きなミスにつながるおそれがあるものや基本的な事項の理解が不足しているものについて記載する。各所管課においては、事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められたい。

注 リスクアプローチとは、行財政運営上の様々なリスク（組織目的の達成を阻害する要因）をあらかじめ識別し、そのリスクの量的・質的重要性を評価して監査を行う手法をいう。

①適正な契約事務について

ア 契約権限の委任事務について

世田谷区契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）第３条第１項は、契約権限の委任について規定しており、別表で所管課長（区立小学校長及び区立中学校長を含む。）において行うことができる契約は、定期刊行物及び新聞の購読並びに例規類集の追録の契約、原則として１件予定価格 50 万円以下の契約、付合契約としている。しかし、所管課長の行った複数の契約で、次のような事例が見受けられた。

- ・企画総務領域所管における庁舎維持管理用物品類の購入契約で、契約業者、契約日、納期、納品日及び検査日が同一の契約が２件、契約業者、契約日が同一、納期、納品日及び検査日が近接日の契約が２件あり、それぞれの契約金額の合計が 50 万円を超えていた。

例年、合理的な理由もなく履行範囲や履行期限を分けるなど競争入札を避けることを目的として、意図的に所管課契約にしたと判断せざるを得ない事例が見受けられる。地方自治法上、契約方法として一般競争入札が原則であることを踏まえ、契約の内容、履行期間等を十分精査した上で、価格面においても経済的な予算執行となるよう、適正な契約の締結に努められたい。また、所管課長は職員に対して契約事務規則の内容を周知徹底するとともに、同様の契約時期が重複することのないよう計画的な予算執行を図られたい。

イ 見積書の徴取について

随意契約によろうとするときは、契約事務規則第 39 条及び第 40 条の規定に基づき、契約担当者はあらかじめ予定価格を定めるとともに、

契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならないとされている。しかし、令和5年度の監査においても1人からしか見積書を徴取していない、あるいは全く見積書を徴取しておらず、「所管課契約チェックシート」等に特段の理由の記録もない事例が多く見受けられた。見積書は契約行為の根拠となるものであり、契約の申込みを明らかにし、かつ、区の予定価格に照らし合わせて申込み価格の妥当性を判断するためのものである。これまでの監査においても繰り返し意見を述べてきているが、契約の実務担当者は、見積書徴取の意義を認識するとともに、「所管課契約チェックシート」を活用するなど、適正な事務処理に努められたい。

ウ 仕様書の作成について

区は、令和5年3月7日付で経理課長・教育総務課長連名「適正な契約事務の徹底について（依頼）」により、契約内容の明確化について注意喚起を行っている。契約内容について、契約相手方と疑義が生じないようにするため、仕様書には、履行日・期限、履行場所、履行内容、契約条件等を具体的かつ明確に記載されたい。また、仕様書に「その他詳細は、区職員が指示する」等の記載をしている事例が複数見受けられたが、履行内容が不明確になるだけでなく、職員個人の裁量によることや職員と相手方従事者とが労働者派遣法違反の直接の指揮命令関係にあると定めているようにも解釈でき、不適切な契約内容になりかねないので、「その他詳細は、区担当課と協議の上、決定する」等の記載に改めるよう留意されたい。

エ 履行確認の正確性の確保について

区が工事もしくは製造その他の請負契約又は物品の買入れその他の契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため又はその給付の完了の確認をするため、必要な監督又は検査を行わなければならない（地方自治法第234条の2第1項）。しかし、履行内容を確認するために必要な写真帳の未提出や作業報告書を受領した日付の未記載、完了届日と検査日の誤記載、日付や履行場所等の鉛筆書きなど、検査不備な状況があるにも関わらず検査を完了し支払を行っている契約が見受けられた。契約事務規則第56条第3項及び第56条の2の規定に基づく検査員は、履行された内容が品質、規格、性能、数量等において、契約内容と適合しているか否かについて、適正に検査を行わなければならない。検査員はその職責を十分に理解し、契約書、仕様書その他関係書類及び履行内容が十分確認できる資料（日報・月報・作業報告・写真等）に基づいて適正な検査業務に努められたい。

②支出額・相手方誤り、遅滞のない支出事務について

公金の支出は、契約事務規則や各補助金交付要綱等に基づき、適正な金額を算出し、審査を経て、適正なシステム処理による支出手続きを行うべきである。しかし、複数の所管において次のような事例が見受けられた。

- ・区民生活領域所管及び保健福祉領域所管において、誤って請求書と異なる請求額を財務システムに入力して相手方に支払い、後日、支払先からの連絡により金額の誤りが判明した。
- ・保健福祉領域所管において、傷病手当金の支給額算定を誤り、過払いとなった。
- ・保健福祉領域所管において、附属機関の委員報酬について、現任委員に支払うべき報酬を誤って前任委員に支払った。
- ・都市整備領域所管において、許可申請の2年毎の更新手続きの際に、前回の許可申請時の申請手数料の計算間違いに気づき、過払い分の還付手続きを行った。

支払額や支払先の誤りは決してあってはならないことであり、誤りを繰り返さないため、各所管課は、再度事務手続きやチェック機能の見直しに努められたい。

財務システムへの入力内容と請求金額等の相違による支払ミスからは、所管課の確認不足は言うまでもないが、支出にあたっての審査機能の低下も危惧される。先ほども述べたが、支払額と支払先の誤りは決してあってはならないことである。所管課の実務担当者のみならず、区全体でリスク軽減の手法を検討し、適正な支出処理に努められたい。

また、履行検査合格後は債権者の請求書（請求書を徴し難い場合その他会計管理者が請求書を徴する必要がないと認める場合を除く）に基づき、速やかな支出手続きをすべきである。また、普通地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない（地方自治法第208条第2項）が、複数の所管において次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管における郵便物の後納料金の支払いにおいて、担当が財務システムの処理完了を確認しないまま事務処理を終了させたため、支出の処理が遅れた。
- ・企画総務領域所管において、所属する学会から2年分の会費請求があり、確認したところ令和4年度分の支払漏れが判明した。

支出事務の遅れは区民や事業者との信頼を損なうものであり、また、予算執行上の事故につながりかねないものである。金額によっては遅延損害金が発生し、区に損失を与える場合もある。事務処理手順を見直すとともにチェック体制を強化するなど、速やかに支出手続きを行われたい。また、過年度案件の支出は会計年度独立の原則に反する支出である。適正な事務処理に努められたい。

③備品の管理について

区で購入・取得した備品は、備品の供用状況を把握するために備品台帳を備え、供用備品に備品ラベルを貼り付けて整理しなければならない、年度末には保有備品と備品台帳を照合し、その間に数値その他内容に不一致があったときは、物品管理者又は物品出納員は必要な措置を講じなければならないとされている（世田谷区物品管理規則（以下「物品管理規則」という。）第 33 条）。しかし、備品の管理において、次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管において、備品登録時の単価を誤り、誤った金額を備品台帳に登載した。

保有備品は区の財産となるものである。登載時に正確な情報を記録するのは当然であるが、以降に誤りが発覚した際は、遅滞なく措置を講じ、適正な記録管理に努められたい。

④指定供用物品等の管理について

郵券、ごみ処理券など、世田谷区物品管理要綱第 15 条に掲げる会計管理者が指定する供用物品については、物品管理規則第 35 条の規定に基づき、指定物品受払簿又はそれに代わるものを備え、その供用状況を明らかにしておかなければならないと規定されている。しかし、その管理について、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管において、既に数百枚の在庫がある状態で更に数百枚の郵券を購入し、種別ごとに数百枚ずつ翌年度に繰り越した。

使用予定のない指定供用物品は、随時行うべき物品管理がおろそかになりがちになり、管理上のリスクが生じる。購入の際には在庫状況を確認し、当面使用予定のない数量の購入は控える、使用予定のある種別に交換するなど、物品の適正管理及び有効活用への取組みを検討されたい。

その他、区の財務事務の手引きには、供用状況の管理方法の一つとして、指定供用物品を購入し、受払簿に記載した際は、納品書兼完了届の

検査月日欄の下の余白部分に「指定物品受払簿に転記」と記入することとされているが記載されていない事例、指定物品受払簿には検査日で記帳することとされているが納品日で記帳している事例が、複数の所管において見受けられた。これまでの監査においても繰り返し意見を述べてきているが、即日払い出す場合の納品書兼完了届への記入も含め、財務事務の手引きに則った適正な管理を行われたい。

⑤資金前渡による支払事務について

資金前渡とは、特定の経費について、職員に概括的に資金を交付して、支払いをさせる制度である。資金前渡を予定した事業予算は、所定の手続きに沿って支出負担行為を行い、適正な支出を行わなければならない。しかし、その事務について、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管における地区移動町会長会議への職員参加に伴う負担金について、起案による事案決定後の財務会計システム処理を失念したため、立替払いで対応した。
- ・都市整備領域所管において、近接地外への職員出張に伴う前渡金支出のための財務会計システム処理を失念し、出張当日職員が旅費の立替払いを行った。
- ・教育領域所管の施設において、合理的な理由がなく交際費の立替払いを行った。

区の事業執行において、必要な経費は予算化されており、そこから所定の手続きを経て執行しなければならない。変則的な手続きは事故につながる可能性がある。また、立替払いは金銭管理において公私の別に曖昧さが生じるおそれがある。前渡金の取扱いについては、執行までに遅滞なく手続きを行い、適正かつ誤りのないよう執り行われたい。

⑥その他の財務に関する事務について

その他の財務に関する事務として、複数の所管において次のような事例が見受けられた。

- ・見積書や納品書兼完了届の原本について、保存期間満了前に廃棄した。

世田谷区公文書管理規則の別表には、公文書の保存期間の設定基準が示されている。規定を再確認し、各々の公文書区分や内容に則した取扱いを徹底されたい。

地方自治法第150条第2項には、市町村長の努力義務として、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するた

めの方針を定め、必要な体制を整備することが規定されている。本区では、内部統制制度は導入していないが、令和2年4月に世田谷区コンプライアンス基本方針を策定し、コンプライアンス推進委員会のもと、事務ミス対応報告書の提出やリスクマネジメント報告書の集約など、区の事務事業の適正性の確保に向けた取組みを進めている。令和6年5月には、予防・人材育成・業務改善等にも触れた、「ミス・事故防止虎の巻～適正な事務をサポートするために～ Ver. 3」をまとめている。

令和6年度の定期監査では、事務執行の際に担当者及び事案決定者等が十分な準備をしていれば防ぐことができたと思われる指摘事項が多かった。これまでの取組みを踏まえつつ、ミスが起こりにくい、ミスにつながらない仕組みづくりに努め、より一層、業務の適正な実施の確保に取り組まれない。

(2) 各領域の事務事業について

①企画総務領域

区政運営の基本的な指針である「世田谷区基本計画（令和6年度～令和13年度）」の策定にあたっては、素案に対するパブリックコメントだけでなく、新たな意見聴取手法として、デジタルプラットフォーム（Decidim）を活用した意見募集や啓発用子ども向けリーフレットを用いた子どもからの意見募集などを採り入れ、幅広く区民意見を聴取しており、その取組みの姿勢は概ね評価できる。そのうち、スマートフォンなどから意見を提出できるデジタルプラットフォームは、認知度が上がらずあまり利用されなかったとのことだが、反面、ワークショップ等の対面式で議論を交わす方法も依然として重要との認識も得たとのことである。今後の計画等の策定に際しては、様々な手法の中から目的に合った適切な手法を用いて区民意見を聴き取り、計画等に積極的に反映させるよう努められたい。

近年、全国的に震災、風水害等の被害が多発する状況において、区ではDX推進の視点から、最新の技術に基づく災害時の情報収集・意思決定ならびに情報発信の一元的な管理・運用体制の再構築に取り組むことを目的として、令和5年9月に防災情報システムを導入した。全庁的に活用するシステムのため、全庁的な操作研修や定期的なシステム入力訓練の実施、災害対策本部運営訓練での活用、大雨警報等発令時のシステムを利用した被害情報の収集及び情報共有など、大災害発生時にも円滑にシステム活用ができるよう備えている。令和6年年頭の能登半島地震もあって区民も危機感を持っており、災害対策にやりすぎはない。災害発生時の避難所設置や備蓄品の配布等には迅速に対応すべきであり、備蓄物品の備えも十分とはいえない状況と認識している。区の責務を適切

に果たし、国・都の動きを見据えながら、周知や準備を怠ることなく対応願いたい。

区の公用車については、令和4年10月に「公用車の管理運営等に係る基本方針」が策定され、それを受けて令和5年度中に「公用車総合リース」という仕組みに移行した。区が所有していた車両の所有権を事業者へ移転してその車両を事業者からリースで借り受けるリースバック方式や公用車の代替手段として採用したインターネットで配車可能なタクシー配車システムが、円滑に導入できたことを評価する。令和4年度の方針策定から5年間で、所有の場合と比べて約2.5億円の経費削減を見込んでいるとのことであり、引き続き計画的な車両の入替え・削減を進めるなど、より効率的・効果的な車両運営に取り組まれない。

区では、公共施設の運営改善に向けて、新公会計制度を活用したデータベースを施設経営情報システムとして構築している。システムでは、区が所有、又は管理する公共建築物の施設情報、工事履歴等の他、新公会計の財務データを毎年度蓄積し、庁内閲覧を可能とすることで、施設所管課、関係所管課によるコストや財務データの分析、今後の改築計画の検討などに活用している。各施設の建築物情報をまとめ、閲覧及び共有することで、情報の一元化、見える化を積み重ね、運営改善に活用するとともに、関係所管課と施設カルテ作成の検討を開始し、今後の施設整備計画に役立つシステムを目指すとしている。区施設は、公共施設等総合管理計画に定める改築年数を迎える施設が相次ぎ、建築費用の高騰や人材不足等による経費増加が懸念される。本システムを有効活用し、施設所管課と連携し、工夫等を図りつつ施設整備及び施設維持管理に取り組まれない。また、施設所管課に対しても本データベースの意義を十分に周知し、有意義な活用につなげるよう働きかけられたい。

②区民生活領域

コロナ禍を経て令和5年10月に開催された第45回たまがわ花火大会は、4年ぶりの開催のため実行委員会事務局である区や関係機関に経験者が大変少なく、また、多摩川築堤工事の影響による来場者誘導導線の大幅な変更などもあり、1～2か月ほど前倒しして準備を行うなど苦労の上実施されたが、観客31万人を集めて大きな事故もなく無事に開催されたことを評価する。たまがわ花火大会をはじめとする各事業には、コロナ禍で数年間の中断・縮小を余儀なくされたものが多いが、その多くが苦労しながらも工夫を重ねて復活しており、各事業関係者の努力も併せて評価する。今後も予期せぬ災禍に見舞われた場合には、状況の変化に応じて事業継続の可否を判断し、適切に対応するよう努められたい。

区では、上用賀公園拡張事業におけるスポーツ施設整備について、ア

ンケート調査、複数回のワークショップや意見交換会を通じて聴取した区民意見を踏まえて「上用賀公園拡張事業基本計画」を策定し、体育館や多目的広場の整備に加え、災害対策機能の整備、警備員の夜間巡回などの内容が盛り込まれた。区内に不足している体育館整備となることから、区民が待ち望む施設であり、引き続き区民意見を聴き取って、着実に整備事業を進めていただきたい。また、この施設整備にＤＢＯ（デザイン・ビルド・オペレーション）方式を採用することで、設計段階から民間事業者のノウハウを発揮させ、そのアイデア等を活かすことによりサービス向上と事業コストの削減を目指していることを評価する。ＤＢＯ方式で進めるにあたっては、防災拠点に求められる機能の確保を確実にするため、要求水準書で要件を明確に示すなどして、区と事業者の間で認識に違いが生じないように留意されたい。そしてこの事業が、新たな施設整備手法を用いた良い先例となるよう努められたい。

区は、令和２年に「世田谷区気候非常事態宣言」を行い、２０５０年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した。さらに、区民・事業者と気候危機の問題を共有し、気象災害から生命と財産を守り、二酸化炭素を含めた温室効果ガスの排出量を削減し気候変動を食い止める取り組みを一層推進するため、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（令和５年度～令和１２年度）」を策定した。この計画では、温室効果ガス排出量の令和１２年度目標として、平成２５年度比５７．１％削減という国や都を上回る目標を掲げており、より一層の取り組み姿勢として評価する。二酸化炭素排出量実質ゼロの実現は困難な目標だが、区民・事業者・区それぞれが主体的に地球温暖化の緩和と適応に向けた取り組みができるよう、子どもへの環境教育を通じた普及啓発、脱炭素のための補助事業の周知徹底、国の施策の活用など、効果的な施策に取り組んで目標の実現に努められたい。

区におけるコロナ禍後のインバウンド需要の高まりは、三軒茶屋観光案内所に訪れた外国人観光客が令和４年度の８６６人に対し、令和５年度は５，５６４人と約６．４倍に増加したことからも明らかである。豪徳寺の招き猫や三軒茶屋や下北沢の個性的な店など、外国人観光客にも関心を持たれるコンテンツが点在していることから、ＳＮＳを活用したＰＲの強化、商店街の個店などの魅力掘り起こしの促進、国内外から来訪者を呼び込んで区内での消費活動を促す仕掛けの検討など、区内全体へ波及させる様々な取り組みを進めていることは評価できる。観光需要を区内産業への経済効果に波及させることが重要である一方で、住宅都市という世田谷区の特性を考えると、オーバーツーリズムや不適切な民泊運営が生じないように注意を要する。関係機関と連携を図り、バランスを取りながら、せたがや観光の推進に努められたい。

③保健福祉領域

区は、地域保健医療福祉総合計画を策定し、令和6年3月に計画の改定を行った。前期の計画では、国が示す「地域共生社会」の考えを先取りし、全ての区民を対象として「医療」「介護・福祉サービス」「住まい」「予防・健康づくり」「生活支援」の5つの要素が一体的に提供される「世田谷版地域包括ケアシステム」の構築と推進に努めた。今期の計画では、この「世田谷版地域包括ケアシステム」に「就労」「教育」「社会参加」「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、地区において伴走する体制を整えることで強化して、変化し続ける課題に応え、下支えする基盤整備を推進していくこととしている。また、今期の計画は、重層的支援体制整備事業の実施計画を兼ねている。重層的支援体制整備事業は5つの事業から構成されており、包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業の4つは、基本目標「世田谷版地域包括ケアシステムを強化する」に位置づけ、地域づくり事業は、基本目標「世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備」に位置づけて事業展開を行うこととしている。重層的支援体制整備事業が想定する複雑かつ困難な事案に対応するには、計画作成で終わらず、地域で熱心に活動される方が疲弊しないよう、基盤整備を着実に進めることが求められる。また、地域の方々の理解を得ながら、現実の課題に対応していくあんしんすこやかセンターや社会福祉協議会への支援強化を図られたい。

区は、令和5年12月に世田谷区手話言語条例を制定した。本条例では、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、区の責務、事業者の役割、区民の協力などを定めたうえで、手話の普及啓発や手話を用いた情報発信、人材の確保や養成等について定めている。区は条例による取組みの推進に向けて、手話体験教室の開催拡充、区報での手話イラスト掲載、区役所に待機している手話通訳者の配置時間の拡充などを行っており、令和7年度開催のデフリンピックに併せてスポーツ推進部と連携した普及啓発等にも取り組むこととしている。障害者差別解消法のもと、聴覚障害者への合理的配慮提供の推進が必要である。東京都や各区も手話言語によるコミュニケーションの推進が徐々に進んでおり、引き続き区としても手話が使え環境を整備するよう努められたい。事業者や一般への啓発では、事業者の協力により、(株)NHKエンタープライズとのポスター作製やラグビーのブラックラムズ東京の手話普及動画配信など、これまで区が届かなかった場面での啓発も行っている。今後も更なる取組みを期待する。

新BOP学童クラブでは、区内の児童数が減少傾向であるにもかかわらず

らず、共働き家庭の増加などにより登録児童数が年々増加している。加えて、小学校の 35 人学級の導入等により学校施設の普通教室への転用が進み、これまで使用できていたスペースが使えなくなるなど、大規模化と狭あい化の双方で大きな課題を抱えている。区は、これらの解消に向けて令和 6 年 4 月に 5 カ所の民設民営放課後児童クラブを開所しており、今後も更なる整備を進めるとしている。学童クラブは児童が安心して楽しく、主体的に自分らしく過ごせる場でなければならない。人口や交通事情などの社会的条件、現在の利用状況及び利用希望等を勘案するとともに、保護者や事業者、地域住民の意見を踏まえつつ、計画的に必要なサービス量を確保することが重要である。引き続き、子どもの遊びや生活の場の確保と安心して過ごせる規模の適正化に努められたい。あわせて、民設民営放課後児童クラブが「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」が示す、放課後児童健全育成事業の望ましい方向に向かうよう、支援を進められたい。

区では、児童相談所での業務の質の確保と向上を目的として、外部評価機関による第三者評価を定期的に受審している。児童相談業務における子ども家庭支援センターとの一元的運用に関する取組みや、一時保護所における子どもの個性や状態を大事にしている様子や丁寧な関わりなどが特に評価されており、児童相談所全体として高い評価がなされている。一方、一時保護所の学習面において、教職経験のある学習指導員の配置についての課題が示されたことから、令和 6 年度より公立学校の管理職経験者を学習指導専門員として新たに配置し、原籍校との連携強化に取り組むなど、改善を図っているところである。引き続き、評価された点はさらに充実を図るとともに、課題とされた点の改善を図り、子どもの立場に立った質の高い支援を行えるよう取り組まれたい。また、開設当初を大きく上回る保護人数の実績があることから、躊躇なく子どもの安全・安心を確保するためにも一時保護所定員の拡大が必要であるとの課題も示された。里親や養護施設への一時保護委託や東京都と特別区の相互利用協定により、現状では支障なく運用されているとのことだが、今後の需要を見越した施設の適切なあり方について検討されたい。

④都市整備領域

区は、災害に強いまちの実現をめざし、「世田谷区耐震改修促進計画」に基づき、これまで建築物の耐震化に取り組んできた。今後発生が予想されるマグニチュード 7 クラスの首都直下地震に備えるためにも、耐震化の促進は行政が取り組むべき喫緊の課題である。平成 28 年の熊本地震では、平成 12 年 5 月までに着工された新耐震基準の木造建築物にも倒壊などの被害が生じた。都が令和 4 年 5 月に公表した「首都直下地震

等による東京都の被害想定」では、熊本地震の被害状況等を踏まえて、新耐震基準の木造建築物を含めた耐震化促進による被害軽減効果が示され、都は、新耐震基準の木造住宅を含む耐震化目標を定めるとともに耐震化支援制度の対象拡充を図った。これらを受け区では、令和6年4月より新耐震基準の木造住宅への耐震化支援制度の拡充を行った。令和6年度の木造無料耐震診断の申込み状況については、能登半島地震の影響もあり令和5年度に比べ大幅に増加している。区は、新耐震基準の木造住宅に対する無料耐震診断の一層の周知を図り、耐震診断を実施した住宅については、耐震改修工事に進むよう啓発に努め、災害に強い街づくりのため、引き続き木造住宅の耐震化の促進に取り組まれない。

等々力溪谷公園では令和5年7月6日に倒木が発生し、区は、公園利用者の安全確保を最優先し、公園内の一部について立入り・通行を禁止した。また、溪谷公園内の約700本の樹木について樹木医による調査を実施し、専門家の指導のもとで溪谷樹林地の環境改善に向けた取組みを進めている。全面開放に向けた作業は当初4年程度かかるとしていたが、対象木の精査等の知識・技術のある職人の確保や、溪谷公園の一部に重機搬入が可能となり、伐採・剪定樹木の搬出等の労務負担軽減により作業期間を約1年半程度に短縮した。公園の早期再開を期待する声も多くなか、区では、作業が完了し安全が見込める区域については、順次開放しながら令和7年度中の全面開放を目指している。また、等々力溪谷等の保全再生を目的に、ふるさと納税による寄附募集を令和6年6月から開始し、危険木の伐採や剪定作業のほか、樹林地の課題である根上がり、ナラ枯れ被害への対策等に活用するとしている。計画どおりの溪谷公園の全面開放を目指し、引き続き危険木の伐採剪定作業を着実に進めていくとともに、専門家や公園に関わる様々な主体と連携し、樹林地の環境改善に継続的に取り組まれない。

区では、「世田谷区交通まちづくり基本計画」に代わる次期計画として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域公共交通活性化再生法」という。）に基づく「世田谷区地域公共交通計画」の策定を進めている。区では、これまで、南北交通軸の整備やコミュニティバスの導入、砧モデル地区におけるデマンド型交通の実証運行など、地域公共交通の活性化に取り組んできた。一方で、コロナ禍後のライフスタイルの変化等による公共交通機関の利用者減少やバス交通においては運輸業等での時間外労働の上限規制による2024年問題により運転手不足に拍車がかかるなど、公共交通サービスの維持・確保が厳しい状況となっている。今後、路線バスの減便や廃止の可能性もあり社会生活への影響も懸念される。こうした状況を踏まえ、区は令和5年度に地域公共交通活性化再生法に基づく「地域公共交通活性化協議会」を設置し、こ

の中で、公共交通機関の利用促進や交通事業者への支援のあり方、公共交通不便地域対策等について協議を進め、「世田谷区地域公共交通計画」を策定することとしたものである。デマンド型交通などの新たな公共交通手段の展開も視野に入れ、引き続き、課題となっている公共交通不便地域の解消や、持続可能な地域公共交通環境の構築に向けた取組みを進められたい。

下北沢駅駅前広場は、小田急線連続立体交差事業を契機に都市計画道路補助線街路第 54 号線に接続する世田谷区画街路第 10 号線として平成 15 年に都市計画決定され、その後平成 18 年に事業が認可され、用地取得が進められた。区では、令和元年度より駅前広場の準備工事に着工し、令和 5 年度には広場北側で歩道ブロック舗装、街路樹、ベンチ設置、照明整備を行い、令和 7 年度末の完成を目指して、令和 6 年度から広場本体の築造工事に着手した。工事にあたっては、周辺道路の幅員が狭い上に歩行者が非常に多いことから、工事車両等の安全対策が重要となる。このため区では、工事車両の通行は歩行者が多い道路を避け、小田急線の上部空間を活用するなど、可能な限り歩行者や自転車と錯綜することがないようにし、危険な箇所には交通誘導員を配置するなど事故防止に努めている。下北沢駅駅前広場は、交通結節点である下北沢の交通広場機能確保や防災機能の強化、地域の活性化の核としての役割が期待されており、工事中の安全管理を徹底しつつ、予定どおりの完成を目指し工事に取り組まれたい。

⑤教育領域

区では、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付ける「世田谷区教育振興基本計画」を令和 6 年 3 月に策定している。策定にあたっては、子どもたちからの意見等を参考にするため、児童・生徒を対象としたアンケートやグループワークを実施し、計画では、最も大切な視点を「子どもを主体とした教育への転換」として、子どもの学びや成長に関わる全ての関係者と共通理解を深めることに重点的に取り組むとしていた。また、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映するため 5 年間の計画とした。計画の実施にあたっては、実施計画（行動計画）に掲げる取組みの進捗状況を把握し、学校現場の状況と社会状況の変化を踏まえつつ点検・評価を行い、必要に応じて改善を図りながら着実に推進されたい。

教員の働き方改革に関しては、「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」の令和 7 年 3 月策定に向けた取組みを進めており、令和 5 年度は、プラン策定に先立って「学校の働き方改革に関する教員アンケート」を実施するとともに、教員の子どもと向き

合う時間や授業準備等の時間確保に向けて、スクール・サポート・スタッフ、学校生活サポーター、水泳補助指導員、英語活動、理科、中学校部活動等の各支援員等を配置していた。これらは、教員の負担軽減に有用に機能している反面、学校現場では、配慮を必要とする児童・生徒の増加を背景にして、予算上の制約や学校現場で人材を確保しなければならないことなどから、十分な配置ができないといった状況も見受けられた。加えて、教員の産休、病休等の代替え職員の確保が困難であり、学校現場にて苦慮している状況も垣間見られた。学校の働き方改革は、子どもたちにとって、教育の質を確保する面からも急務であることから、プランで策定する取組みを着実に推進されたい。

学校教育施設に関しては、社会状況の変化に応じた対応を行うため、令和８年度までとしていた計画を前倒しした公共施設等総合管理計画一部改訂（第２期）（以下「一部改訂計画」という。）を令和６年３月に策定している。一部改訂計画では、改築、長寿命化、保全改修の基本的な考え方として年度ごとに３校ずつの施設更新や学校プール整備の考え方として学校プールの共同利用等についてまとめている。一方、この１０年間耐震化などの課題が山積し計画的な改修が進められなかったことにより、プール槽内の塗装剥離で児童が受傷するといった劣化による事故や貯水槽が溢れて校舎が冠水したという事例も起こっていた。また、近年ゲリラ雷雨の多発に伴い、学校現場では、校庭の側溝が溢れて校庭が冠水した、校門までの通路が冠水して校門が使用不可になった、大雨の際に雨漏りが頻発したといった事例、猛暑により上層階の教室のエアコンが効かず、他教室に避難するなど運用を工夫している事例もあった。今後の施設整備等にあたっては、一部改訂計画に掲げた改築、長寿命化改修、保全改修の着実な推進とともに、周期的な点検・改修にも努め、事故防止に努められたい。また、突発的な事例に関しても、現場の状況を踏まえつつ、児童・生徒の安全面や健康面の視点で精査し適切に対応されたい。

不登校支援に関しては、令和４年１２月に不登校の状況にある児童・生徒と保護者を対象にニーズ調査を行い、調査結果をもとに令和６年３月に各学校における教職員共通の不登校支援の指針となる「不登校支援ガイドライン」を令和６年３月に策定している。不登校対策としては、不登校児童・生徒が増え続ける中、教育総合センターを中心に学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」の教室の増設、ほっとスクールの運営、ほっとルーム（別室登校）児童・生徒に対する支援などに取り組んでいた。加えて、学びの多様化学校（不登校特例校）等の基本構想策定、ほっとスクールの地域偏在の解消、ほっとルーム（別室登校）の設置校拡大に向けても取り組んでいる。一方、各種の個別的対応を行

うべく様々な工夫を行い、当事者に粘り強く対応している学校もあった。引き続き、学校現場との十分な連携のもと、学びの多様化学校（不登校特例校）の開設やほっとスクールの地域偏在の解消を目指すなど教育機会の確保に努められたい。

終わりに

以上、令和５年度を中心とする財務事務の執行状況や事務事業等について意見を述べてきた。

財務事務について指摘した事項は、これまでも監査で繰り返し指摘しているものが多く見られた。こうした一つひとつの指摘事項の改善が見られない状況が続いていることで、区民の信頼を損なうことが懸念される。

契約事務では、関係法令やマニュアル等に基づき誤りなく実施されることが求められる。しかし、同日または近接する日付の類似の請書を合算すると随意契約に認められる上限額を超えた金額となる事例や、複数からの見積書徴取が必要な随意契約において１人からしか徴していない、あるいは全く見積書を徴取しておらず「所管課契約チェックシート」等に特段の理由の記録もない事例が多く見受けられた。また仕様書への契約条件等の明確な記載がない事例、履行が十分確認できる資料に基づかない検査が実施されている事例も散見された。

支出事務等では、支出額や支払う相手方の誤り、支出の遅れなどの事例が見受けられ、特に今回は、支出額・相手方の誤りの事例が複数確認された。支出額や支払先の誤りは区民や事業者等に対し直接影響を与えることになり、決してあってはならないことである。各所管課におけるチェック機能の見直しに加え、支出にあたっての審査機能の強化も含め、区全体でのリスクの軽減手法を検討し、適切な支出事務に努められたい。

物品管理においては、誤った備品の管理、指定物品受払簿の不備などの事例が見られた。特に備品の登録において備品の購入費用に意図的に他の費用を上乗せして登録していた事例は、新公会計制度全体への信頼を失わせることにもつながるものであり、厳に慎まれたい。

財務事務の執行にあたっては、職員一人ひとりが、関係法令や手引き・マニュアルを確認・順守しながら事務執行に取り組み、そのうえで不明点等があれば、同僚職員や上司をはじめ関係所管課に確認する手順が求められる。

また、起案に根拠法令を記載しているにもかかわらずその規定と異なる決定を行う、予算所管課が現場の要望の実現のために規定に沿った取扱いをしないなど、区の基本ルールや自らの仕事の根拠を確認しないまま、前例踏襲や安易な方法で業務にあたっているのではないかと思われる事例も見られた。

区としてもこの間、庁内で事務ミス対応報告事案として情報共有を図るとともに「リスクマネジメント報告書」に「前年度の定期監査における指摘事項及び対応状況」欄を設け、リスクの発生予防に取り組んできている。しかし相変わらず、文書等の誤記載や紛失、発送文書の誤送付等が散見される。誰でもミスはするという前提に立ち、原因の多角的な検証を行うことで、ミスの起こらない、フェールセーフな業務の仕組みづくりによる再発防止に、全庁をあげて取り組まれたい。

今回施設に関する監査を行った際には、老朽化に起因する雨漏り等に加え、近年多発している豪雨や猛暑のために、これまでにない突発的な冠水や厳しい日射の影響、空調機能の不足等の事例が複数の施設で確認された。また、予期せぬ倒木も発生しており、他自治体ではあるが、死亡事故も報道されている。世田谷区も、等々力溪谷公園内で倒木が発生し、他の樹木等も倒木の可能性があるため、園内の立ち入りを制限し、安全確保と樹林地を健全に維持するための作業を実施している。

区は、公共施設等の適切な管理・保全・更新に適切に取り組むために、平成29年に「世田谷区公共施設等総合管理計画」を策定した。その後、区の財政状況や区民ニーズの多様化等の状況、学校改築の円滑かつ着実な実施の必要性、環境への配慮や自然災害等へ対応するため、令和3年と6年に計画の一部改訂を行うとともに、新公会計のデータを活用した各施設の情報の見える化等、今後の施設整備計画に役立つシステムの構築を進めている。

今後、気候変動などの状況の変化による新たな課題にも、区民の安全面や健康面の視点から十分に配慮しつつ、各施設の現場の状況を的確に把握し、一部改訂した計画等の着実な推進を図られたい。

団塊の世代の退職を経て、区の職員の年齢構成は大きく変化しており、35歳以下の職員が全体の4割以上を占めるなど急速に世代交代が進み、今後さらに若い世代の割合が増えることが想定されている。

区は令和5年度に「世田谷区人材育成方針」を策定し、職員、各職場、管理・監督者、総務部門、専門所管それぞれが主体的に人材育成の役割を果たし、連携・連動することにより、職員が成長を実感し、仕事にやりがいを感じることで、組織への共感や区への愛着を高める体制を構築するとしている。知識・経験の少ない若手職員が適切に事務を遂行するためのスキルの取得や、中堅・ベテラン職員の知識と技術の継承を実現する環境整備、管理職のマネジメント力の向上等により、全ての職員が高いモチベーションを持って働くことのできる人材育成に取り組まれたい。

今後は、令和6年度からの基本計画とそれと整合を図って策定された各個別計画、新たな行政経営への移行実現プラン等の計画のもと、施策を着実に実施し、乳幼児から高齢者まであらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷の実現に向け、着実に取り組まれたい。